

西北五広域福祉事務組合における女性職員の活躍の推進に 関する特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第15条第6項に基づく取組の実施状況を下記のとおり公表します。

計画目標 1

令和2年度末の職員に占める女性職員の割合について50%を維持する。

数値目標	実 績			
	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
50%維持		54.2%	52.2%	56.5%

【実施状況】

当組合の職務の特殊性から保育士等の女性職員が活躍している環境であり、今後も50%は維持されていくものと思われる。また、障害福祉サービスにおける同姓介助の観点から、利用者に対するサービスが適切に行われていくよう人事配置に努める。

計画目標 2

令和2年度末までに男性職員の育児休業取得率を0%から50%に引き上げる。

数値目標	実 績			
	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
50%		0%	0%	0%

【実施状況】

平成30年度中に配偶者が出産した男性職員は1名であった。女性については対象1名で1名が育児休業を取得した。

取得可能な職員については、個別に休暇の説明等を行ったが取得しなかった。今後も取得可能な職員には育児休業が取得しやすい環境作りに努める。

計画目標 3

令和2年度までに制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇または育児参加のための休暇の取得割合を0%から50%に引き上げる。

数値目標	実 績			
	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
50%		25%	33.3%	0%

【実施状況】

配偶者出産休暇または育児参加のための休暇について利用を促したが、結果は25%

であった。

取得可能な職員に対しては休暇の説明等を行い休暇取得を促す。